



三五グループ

# グリーン調達ガイドライン



2018年 4月 [初版]

株式会社 三五

## 目次

<b>はじめに</b> . . . . .	1
<b>仕入先様への依頼事項</b> . . . . .	2
1 環境マネジメントシステムの構築 . . . . .	3
2 温室効果ガス（GHG）の削減 . . . . .	4
3 水環境インパクトの削減 . . . . .	5
4 資源循環の推進 . . . . .	6
5 化学物質の管理 . . . . .	7
6 自然共生社会の構築 . . . . .	8
<b>用語集</b> . . . . .	9
法律、規制、政策関連用語集 . . . . .	10
その他用語集 . . . . .	11

## はじめに

三五グループは環境にやさしい部品・資材等の調達を積極的に推進し、仕入先様と連携した環境保全の向上を図ってまいりました。

しかし地球環境は、温暖化による海面上昇や異常気象、資源の大量消費による資源枯渇や廃棄物処理、人類が行う開発によって引き起される自然破壊などにより、年々深刻化しております。そのような中、企業にはより一層環境に寄り添った企業活動が求められております。

今回、「三五グループ グリーン調達ガイドライン」は企業が考慮すべき環境課題への取組や環境マネジメントシステムの構築を内容として発行をすることとしました。

私たちは環境と調和を図りながら、社会と共に持続的な成長を目指して事業を進めてまいります。仕入先様におかれましては弊社の趣旨をご理解いただいた上でご協力をお願いします。

株式会社 三五

調達本部

本部長

山田高志

## 仕入先様への依頼事項

章	項目	対象のお取引内容	環境取組の対象			
			製品・サービス ※ 1	拠点 ※ 2	物流 ※ 3	
1	1.1 環境マネジメント体制の構築	全て	—	○	—	
	1.2 システムの構築	全て	○	○	○	
2	温室効果ガス（GHG）の削減	ライフサイクルでのGHG排出量の削減	全て	○	○	
3	水環境インパクトの削減	「水資源」「水質」に対するインパクトの削減	全て	—	○	
4	資源循環の推進	納入製品や仕入先様の拠点、物流における資源環境の推進	全て	○	○	
5	化学物質の管理	(1) 車両用の「部品、用品、原材料」（含むこれらの製品の梱包・包装資材）に関する化学物質の管理（廃止、削減 等）	部品、用品、原材料、梱包・包装資材	○	—	○
		(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、包装資材」等に関する化学物質の管理（廃止、削減 等）	原材料、副資材、梱包・包装資材、設備、治具、工事、清掃、造園	○	—	—
		(3) 仕入先様の事業活動における化学物質の管理（廃止、削減 等）	全て	—	○	—
6	自然共生社会の構築	納入製品及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進	全て	○	○	

※ 1 製品・サービスは、弊社に納入いただく部品、原材料、副資材、梱包・包装資材、設備、治具、工事、清掃、造園が該当します。」（物流は※ 3に該当します。）

※ 2 拠点は、仕入先様の工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など、事業に関する場所が該当します。（物流事業者やサービス提供事業者も含みます。）

※ 3 物流は、弊社への納入物流、弊社からの委託物流が該当します。

# 1 環境マネジメントシステムの構築

## 1. 1 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。  
仕入先様においても、環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる  
環境マネジメント体制の構築、またはそれに準ずる活動を願います。

環境マネジメントの確実な推進のために「ISO14001」などの環境マネジメント  
システム外部認証の取得・継続更新を願います。

認証取得しない場合は、事業活動を行う上で必要な環境活動、環境法令順守など確実に  
実施する為の体制の整備、その先の仕入先様への必要に応じた展開、啓発を願います。

## 1. 2 ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

弊社ではライフサイクルの各段階における環境負荷の評価、削減に努めています。  
仕入先様においても、開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、ライフサイクル  
で環境負荷削減となる取組を願います。

### 納入製品（※）のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進

（※）サービスを含む

ライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進と、環境パフォーマンス確認の  
ためにデータ（部品、原材料製造時のエネルギー使用量、GHG、NOxの大気への排  
出量、廃棄物量など）の提出をお願いした場合はご協力をお願いします。

なお、新規採用部品及び設計変更部品については、従来品の対する環境負荷の変化を  
確認させていただく場合があります。

## 2 温室効果ガス（GHG）の削減

弊社ではライフサイクル全体の温室効果ガス（GHG：Green House Gas）排出量削減に努めています。

仕入先様においても、製品・サービスのライフサイクルでの評価や拠点における目標設定など、積極的なGHG排出量削減の取組をお願いします。

**納入製品（※）のライフサイクルでのGHG排出量の削減** （※）サービスを含む  
 ライフサイクル全体を考慮いただき、低GHG排出量の製品開発と、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。

### a) 購入資材におけるGHG排出量の削減

下記などの取組を可能な範囲で実施いただき、仕入先様の購入資材（最上流から製造まで）のGHG排出量の削減をお願いします。

- ・ 部品の軽量化などによる原材料の使用量削減
- ・ 製造時のGHG排出量の少ない原材料の活用促進
- ・ 再生材の活用促進
- ・ バイオマス素材の活用促進

### b) 仕入先様の拠点におけるGHG排出量の削減

仕入先様の生産における、GHG排出量の実績管理と削減をお願いします。

### c) 物流におけるGHG排出量の削減

仕入先様の納入物流及び弊社からの委託物流のGHG排出量の削減をお願いします。

### d) 使用におけるGHG排出量の削減

納入製品の設計・開発段階において、完成車の走行時のGHG排出量削減に寄与する（燃費改善など）製品の設計・開発・提案をお願いします。

### e) 廃棄・リサイクルにおけるGHG排出量の削減

納入製品の設計・開発段階において、仕入先様の製品が最終的に廃棄・リサイクルされる際のGHG排出量の削減に寄与する製品の設計・開発をお願いします。

### f) フロン排出量の削減

仕入先様の拠点や納入製品においてフロン類を使用している仕入先様は、低GWPフロン及びノンフロンへの転換などの対応にご協力をお願いします。

### g) 納入設備、治具におけるGHG排出量の削減

弊社に納入いただく生産設備、治具に関してGHG排出量削減（エネルギー効率の向上）に寄与する設計・開発・提案をお願いします。

## 3 水環境インパクトの削減

中長期的には「水資源枯渇」が重要な課題になりつつあります。

弊社では水環境インパクト（影響）の削減を推進しています。

仕入先様におかれましても、水環境インパクトの削減をお願いします。

### 仕入先様の拠点における「水資源」「水質」に対するインパクトの削減

仕入先様の拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）における下記などの取組をご実施いただき、水環境インパクト（影響）の削減をお願いします。

- ・ 水使用量削減
- ・ 雨水の利用
- ・ 工場等での水の循環利用
- ・ 排水の水質向上
- ・ 取水源の保全

## 4 資源循環の推進

弊社では日本の自動車リサイクル法や欧州ELV指令など、国内外における法規制対応に加えて、再生材の活用、リサイクルを考慮した設計、仕入先様の拠点における廃棄物削減活動など、資源循環に関する取組を推進しております。

仕入先様にも資源循環に関する取組にご協力をお願いします。

**納入製品（\*）や仕入先様の拠点、物流における資源循環の推進**（\*）サービスも含む製品における枯渇性資源の使用量削減や、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮した製品の開発など、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、仕入先様の拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。

### a) 納入製品における枯渇性資源の使用量削減のための技術開発

枯渇リスクのある枯渇性資源の使用量を削減するために、下記などの技術開発及び、日常の業務等における弊社への積極的な提案をお願いします。

- ・省資源設計の促進
- ・再生材の活用促進
- ・クローズドループリサイクルの促進
- ・バイオマス素材の活用促進 等

### b) 製品使用後の廃棄時における適正処理・リユース・リサイクルを考慮した素材や製品の開発

製品が使用後に廃棄される際に適正処理・リユース・リサイクルが実施しやすくなるような下記などの取組及び、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。

- ・材料選定
- ・取外し/解体の容易性
- ・廃棄処理の容易性
- ・部品の長寿命化 等

なお、必要に応じて適正処理方法・リサイクル方法の説明をお願いします。また、適正処理が困難と予想される新素材や新製品については、事前に弊社担当まで相談をお願いします。

### c) 仕入先様の拠点における廃棄物の削減とリサイクルの推進

仕入先様の拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）における廃棄物についても、削減とリサイクルの推進をお願いします。

### d) 物流における梱包・包装資材の使用量削減

物流における梱包・包装資材についても使用量削減をお願いします。



## 5 化学物質の管理

弊社は、欧州ELV、欧州REACH、日本化審法など、国内外における法規制に先行し化学物質の管理（廃止、削減等）およびリサイクル率の向上への取組を推進しています。

仕入先様には、三五管理規程に沿った製品の納入をお願いします。

### (1) 車両用の「部品、用品、原材料(\*)」(含むこれらの製品の梱包・包装資材)に関する化学物質の管理(廃止、削減等) (\* ) 原材料のうち、車両の一部になるもの。

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理(廃止、削減等)と樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

#### a) 開発・設計・量産段階における化学物質の管理(廃止、削減等)

仕入先様の自社手配の部品、材料、副資材、梱包材について

- ・化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は、三五標準書「環境負荷物質の管理方法」(SHB-2000)に従い実施してください。
- ・部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更および重量変更が発生した場合、必要に応じて、対象部品、原材料及び副資材等の化学物質データの調査結果を提出して頂くこともあります。
- ・弊社から個別に部品、原材料に対し、材料・化学物質データ調査をお願いした際は、化学物質データ調査結果を指定期日までに調達経由で技術管理室まで提出下さい。
- ・開発・設計・生産準備・量産段階に、必要に応じて仕入先様の工程監査を実施します。
- ・化学物質データ調査結果にてご報告いただいた内容と異なることがないよう、仕入先様が購入される部品、原材料の管理や、製造工程での混入防止を実施してください。必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。

#### b) 梱包・包装資材の化学物質の管理

- ・梱包・包装資材の設定時は上記「環境負荷物質の管理方法」(SHB-2000)に規程した禁止・制限物質を含有しないよう材料選定をお願いします。

#### c) 樹脂・ゴム部品の材質表示

- ・100g以上の樹脂部品・200g以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。

**(2) 弊社の拠点で使用する「原材料（\*1）、副資材、梱包・包装資材（\*2）」等に関する化学物質の管理（廃止、削減等）**

（\*1） 原材料のうち、車両の一部にならないもの。

（\*2） 梱包・包装資材のうち、弊社の物流拠点へ納入するもの。

弊社の拠点で使用する納入・持ち込み材料、原材料、副資材、梱包・包装資材の化学物質管理（廃止、削減等）をお願いします。

**a) 納入・持ち込み材料の化学物質管理**

- ・ 納入・持ち込み材料（含む設備、治具に付帯する油剤、農薬などの薬剤）に、「環境負荷物質管理規程」（S E M S - 8 1 1 2）に示す使用禁止物質を含有しないようお願いします。

**b) 原材料、副資材の化学物質の管理**

- ・ 弊社が原材料、副資材の新規採用計画時には、「新規化学物質購入申請書」及び「安全データシート（S D S）」など事前検討に必要な情報を弊社の調達部へ提出して頂きますようお願いします。
- ・ S D S は最新状態を保つため、法改正などにより記載内容が変更になった場合は速やかに最新版を提出して頂きますようお願いします。

**c) 梱包・包装資材の化学物質の管理**

- ・ 梱包・包装資材の設定時は下記の 1 1 禁止物質を含有しないよう材料選定をお願いします。

鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、アスベスト、P B B、P B D E（1 - 9）、デカB D E、H B C D、P F O S、D M F（フマル酸ジメチル）

**(3) 仕入先様の事業活動における化学物質の管理（廃止、削減等）**

仕入先様の事業活動における化学物質の管理（廃止、削減等）もお願いします。

- ・ V O C 排出量の削減
- ・ P R T R 対象物質排出量の削減

## 6 自然共生社会の構築

弊社では自然への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。仕入先様の皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取組をお願いします。

### 納入製品（\*）及び仕入先様の拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進

（\*）サービスも含む

納入製品及び仕入先様の拠点における生物多様性や自然への影響の最小化をお願いします。また、生物多様性保全に貢献する製品の積極的な提案をお願いします。

#### a) 納入製品における生物多様性の配慮

原材料まで遡り、生物多様性への影響を最小化した製品の開発をお願いします。特に植物由来原料を使用する場合は生物多様性への十分な配慮をお願いします。

#### b) 仕入先様の拠点における生物多様性の配慮

生物多様性に関する環境方針の策定、開発などにおける自然への影響の可能な限りの最小化をお願いします。

また、自然の保全に取り組む地域、団体などとの協働・連携も含め、自然環境をより良くする活動も可能な範囲で実施をお願いします。

#### c) 1. ～5. の取組推進による自然との共生

「1. 環境マネジメントシステムの構築」、「2. 温室効果ガスの削減」、  
「3. 水環境インパクトの削減」、「4. 資源循環の推進」、「5. 化学物質の管理」の取組を推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。

従って1. ～5. の取組についても自然共生社会の構築を念頭に取組をお願いします。

## 用語集

### 法律、規制、政策関連用語

#### (1) 自動車リサイクル法

使用済み自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車メーカーの他、関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。

#### (2) 欧州ELV 指令

2000年に発効した「使用済み自動車（ELV）のリサイクル指令（2000/53/EC）」  
使用済み自動車による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。

製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

#### (3) 欧州REACH 規則

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則  
〈（EC）No1907/2006〉」

化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用  
・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が  
義務付けられている。

#### (4) 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」  
新たな工業用化学物質（新規化学物質）について事前審査を行い、化学物質の有害性に  
応じて輸入や製造について規制している。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、  
生物への被害を防止することが目的。

#### (5) P R T R 制度 (Pollutant Release Transfer Register)

P R T R とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、  
どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか  
というデータを把握、集計、公表する仕組。

対象となる化学物質を製造したり使用したりしている一定規模以上の事業者は、  
どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出および移動したかを自ら報告し、  
行政機関がその結果を集計・公表している。

## その他用語集

### (1) ISO 14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格。

### (2) ライフサイクル

製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階。

### (3) 低GWP フロン

温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数（Global Warming Potential）が小さいフロン。

### (4) VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。塗料や接着剤の溶剤など常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

### (5) IMDS (International Material Data System)

部品仕入先様等が、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

### (6) SDS (Safety Data Sheet)

化学物質等、安全データシート。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取扱うために必要な情報を記載したもの。